

令和7年11月¹⁷~~18~~日

立川市議会

議長 福島正美様

陳情者 立川生活と健康を守る会

代表 永元 実

住所 東京都立川市若葉町 3-39-6

電話

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める陳情

1、陳情の要旨

「最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書」を国及び政府に提出してください。

2、陳情の理由

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均6.5%、最大で10%引き下げられました。

これにたいし、29都道府県の1,027人がその取り消しを求めて提訴しました。6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲を逸脱・乱用しており、違法であるとして引き下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

しかし、最高裁判決から既に5カ月が経過しているにもかかわらず、国はいまだに同訴訟の原告をはじめ生活保護利用者への保護費の遡及支給などの被害回復の措置をとらず、違法状態を放置しています。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び傷病者です。数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって、違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今なお生存権（憲法第25条）及び個人の尊厳（憲法13条）を侵害され続けています。最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害を一刻も早く回復することが求められています。

生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動しています。これらの諸制度の利用者にも悪影響をもたらしました。影響の調査及び被害の回復も行うべきです。

よって、国及び政府に対して、以下の事項を求めます。

- 1 違法状態を全面的に解消するために、生活保護基準の引き下げを元に戻すこと。
- 2 被害者である全ての生活保護利用者への保護費の遡及支給等、被害の回復を速やかに行うこと。
- 3 生活保護基準と連動する諸制度への影響を調査し、被害回復をはかること。
- 4 違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者を入れて検証すること。

以上